

平成11年度  
特別案件調査団報告書  
—国別特設「パレスチナ地方自治体行政」コース—

平成12年1月



国際協力事業団  
北海道国際センター（札幌）

317  
43.1  
HIC

北七
JR
99-7



## 序 文

国際協力事業団は、新規研修コースの開設にあたり当該分野の研修ニーズの把握を目的として特別案件調査団を派遣しております。

本報告書は、北海道国際センター（札幌）が札幌市総務局のご協力のもと、平成11年度から実施する国別特設「パレスチナ地方自治体行政」コースの調査結果を取りまとめたものです。

本書が、今回の研修コースの計画策定のみならず、当該地域における地方自治体行政分野の実状・問題点について、関係各位の一層のご理解の一助となればと願うものです。

終わりに、今回の調査業務に当たり、多大のご支援、ご協力を賜った外務省、在外公館関係者、札幌市総務局並びにその他関係各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成12年1月

国際協力事業団  
北海道国際センター（札幌）  
所 長 小 森 毅



1162333(7)



計画・国際協力庁 (MOPIC) 表敬訪問



地方自治庁 (西岸) との協議

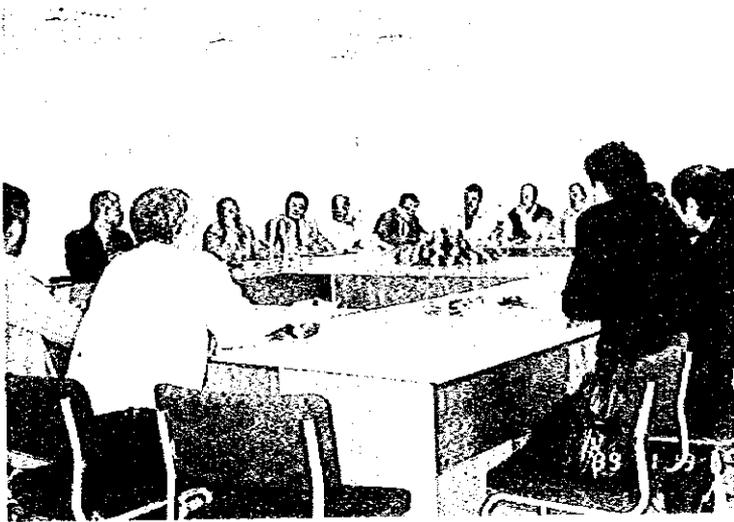


Durai市長との協議及び関連施設視察





地方自治庁（ガザ）との協議



地方自治体（ガザ）代表者との協議



Khan Yunis市長との協議



# 目 次

## 序 文 写 真

I. 調査団概要	1
1. 背景と目的	1
2. 派遣地域及び派遣期間	1
3. 団員構成	1
4. 調査日程	2
5. 主要面談者	3
II. 調査結果	4
1. 調査方法	4
2. 地方自治の考え方について	4
3. 地方自治の法的枠組みの整備状況	5
4. 地方自治体のしくみ	5
5. 地方自治体の事務・実施体制	8
6. 地方公務員制度	10
7. 地方自治体の財政について	11
8. 地方自治体住民の権利・義務	13
9. 自治体運営に係わる住民参加の機会	13
10. 研修コースに関連しての意見について	13
III. 総合所見	15
添付資料：1. 各訪問先議事録	18
2. 行政組織図 (Dura市、Rafah市)	28
3. 研修コース概要	29



# I. 調査団概要

## 1. 背景と目的

パレスチナに対する我が国の援助重点分野の一つである「パレスチナ自治の立ち上げ・整備」のためには、中央自治政府だけでなく地方自治体行政レベルでの行政機構の樹立・整備が重要である。また、これらを担う地方自治体レベルの人材育成を図り、地方行政の発展に資することを目的として、札幌市のご協力を得ることにより平成11年度から標記研修コースの実施を予定している。

しかしながらパレスチナにおける地方自治の現況、中央政府と地方自治体の機能区分、同国の地方自治に係る将来計画等については十分な情報が無く、現状ではパレスチナの実状に沿ったカリキュラムを編成し研修を実施することは困難である。

そこで、それらの情報収集を行い、研修ニーズを的確に把握した上で、現地に適合した研修カリキュラムを策定するために本調査団は派遣するされたものであり、具体的な目的は以下の通りである。

- (1) パレスチナ（ガザ・西岸）における地方自治行政の現状を把握する。
- (2) パレスチナ（ガザ・西岸）における地方自治行政に係る将来計画を把握する。
- (3) 中央政府および地方自治体との協議や地方自治体関連施設の視察をとおり、研修カリキュラムおよび日程について検討する。

## 2. 派遣地域及び派遣期間

派遣地域 パレスチナ（西岸及びガザ地区）

派遣期間 平成11年11月8日（月）～11年11月16日（火）

## 3. 団員構成

団長（総括）	小森 毅	国際協力事業団 北海道国際センター（札幌）所長
自治行政	中辻 清矩	（元）札幌市教育委員会社会教育部長 （コースリーダー）
自治計画 業務調整	川上 敏正 石亀 敬治	札幌市総務局国際部国際交流課企画係長 国際協力事業団 北海道国際センター（札幌）業務一課
オブザーバー	西邑 宏昭	社団法人北方圏センター 札幌国際センター主幹

4. 調査日程

日順	日付	行 程	面会者
1	11/8 (月)	→1535テルアビブ	
2	11/9 (火)	0900 日本大使館表敬訪問 0940 JICA事務所との打ち合わせ 1030 移動 (テルアビブ→ガザ) 1230 計画・国際協力庁 (MOPIC) 表敬訪問 1500 ガザ市内視察 --- 移動 (ガザ→テルアビブ)	Mr. Waleed A. Siam, Director General International Cooperation, MOPIC
3	11/10 (水)	0830 移動 (テルアビブ→ラマツラ) 1000 地方自治庁 (西岸) との協議 1100 地方自治体 (西岸) 代表者との協議	Mr. Jihad Hamdan, Director General, MOLG Mr. Ahamed Ghnaim, Deputy Assistant, MOLG  Mr. Ahamad Argoub, Secretary, Al-Berih municipality 他8名
4	11/11 (木)	1030 Al-Bireh市長との協議 1320 Dula市長との協議および関連施設視察	
5	11/12 (金)	--- 国内打合わせ	
6	11/13 (土)	0800 移動 (ラマツラ→ガザ) 1030 地方自治庁 (ガザ) との協議 1130 地方自治体 (ガザ) 代表者との協議 1430 ガザ国際空港視察 1730 帰国研修員 (平成11年度国別特設 「ゴミ処理」コース) との協議	Mr. Hassan Abu-Samhadna, Public Relation Manager, MOLG Mr. Basem A. A. SHURRAB, Mayor, Bany Shelh Municipality 他14名  Mr. Anwar Sobhy AL-GENDY, Manager of Landfill, Gaza Municipality 他4名
7	11/14 (日)	0915 Rafah市長との協議 1010 Khan Yunis市長との協議 1110 Deir al Balah市長との協議 1230 Gaza副市長および幹部職員との協議 1400 移動 (ガザ→テルアビブ) 1730 国内打合わせ	Mr. Nasri, Deputy Mayor, Gaza Municipality Mr. Rabih Ayael, General Director of General Affairs Division, Gaza Municipality 他 6名
8	11/15 (月)	0900 移動 (テルアビブ→トゥバス) 1100 Tubas市長および帰国研修員 (平成11年 度国別特設「ゴミ処理」コース) との 協議 1330 移動 (トゥバス→テルアビブ) 1630 日本大使館、JICA事務所への報告	Mr. Abdel Latif F. H. Al- MASAIED, Engineer, Tubas Municipality
9	11/16 (火)	0745 テルアビブ→	

## 5. 主要面談者

### (1) 日本側関係機関

#### 1) 在イスラエル日本大使館

林 克好 参事官  
佐藤 公平 二等書記官  
大場 仁司 二等書記官

#### 2) JICAパレスチナ事務所

岡本 茂 所長  
阿部 俊哉 所員

### (2) パレスチナ側関連機関

#### 1) Ministry of Planning for International Cooperation

Mr. Waleed A. Siam, Director General International Cooperation

#### 2) Ministry of Local Government

Mr. Jihad Hamdan, Director General  
Mr. Ahamed Ghnaim, Deputy Assistant  
Mr. Hassan Abu-Samhadna, Public Relation Manager

#### 3) 地方自治体

Mr. Walid Hamad, Mayor, Al-Bireh Municipality  
Mr. Ahamad Argoub, Secretary, Al-Berih municipality  
Mr. Mohamad Abuafwar, Mayor, Dura Municipality  
Mr. Saied F. Zouroh, Mayor, Rafah Municipality  
Mr. Basem A. A. SHURRAB, Mayor, Bany Shelh Municipality  
Mr. Nasri, Deputy Mayor, Gaza Municipality  
Mr. Rabih Ayael, General Director of General Affairs Division, "

#### 4) 平成11年度国別特設「ゴミ処理」コース帰国研修員

Mr. Anwar Sobhy AL-GENDY, Manager of Landfill, "  
Mr. Abdel Latif F. H. Al-MASAIED, Engineer, Tubas Municipality

## II. 調査結果

### 1. 調査方法

事前にJICAパレスチナ事務所を通じて関係機関へ質問票を送付し、現地で所属先を訪問した際に回答を回収し、これを基に関係機関と意見交換を行った。またこれに加え、パレスチナの地方自治行政分野の現状と問題点、研修応募者の募集・選考方法、当該分野の研修ニーズなどを調査するため、関連施設の視察、関係者との意見交換を行った。

### 2. 地方自治の考え方について

#### (1) 地方自治の要素・定義

地方自治体は、municipalityとvillage council から成り立っており、地方自治体の目的は、「市民へのサービス提供」と考えている。県は中央政府の組織（内務庁）に属しており、県の長官は中央政府から任命されている。また、県の役割は、治安と防犯のみであり、県と市の関係は法律上は何ら規定されていない。

地方自治庁は、イスラエル占領権の移譲を受け、1994年5月25日に設立されたが、概略、次のような総合政策をまとめた。

- 1) 地方自治庁内で、統治・行政上の地方分権の考え方を確立するとともに、民主的な選挙を基盤としたパレスチナ市民社会を建設するという国家目標に沿った地方自治体制度を推進すること。
- 2) 都市の周辺部間格差を軽減するため、周辺部におけるサービス水準を高めること。
- 3) 地方自治体の自己能力を強化すること。
- 4) パレスチナ社会の特性に合致した地方自治体とするため、中央政府の確立以前に存在していた地方自治体の諸事情を再調査すること。

なお、パレスチナ全人口約290万人のうち、西岸地域に約190万人（うち東エルサレムに約21万人）ガザ地域に約100万人が居住しており、市は78市（西岸63、ガザ15）、県は13（西岸9、ガザ4）存在している（資料：在イスラエル日本国大使館 1999年6月）が、地方自治体は主に人口によって次の4つのランクに分類されている。

- 1) グレードA：15千人超
- 2) グレードB：15～10千人超
- 3) グレードC：10～5千人超
- 4) グレードD：5千人以下

このうちA及びBがmunicipalityであり、C及びDは自治運営の組織を持たないvillage

councilであるが、運営が優れている自治体はC或いはDであってもmunicipalityとして認められる。

#### ○主要市人口（千人）

##### （西岸地区）

Dura'i=65, El-Bira'i=38, Qalqilya'i=37, Tulkarm'i=30, Ramallah'i=18, Jenin'i=18,

##### （ガザ地区）

Gaza'i=400, Khan Younis'i=160, Jabaliya'i=100, Deir ar Balah 市=47, Bedolah'i=40,

#### (2) 地方自治の法的位置づけ

1996年1月20日、国際的選挙監視のもと、パレスチナ選挙により、パレスチナ自治政府が誕生した（資料：在イスラエル日本国大使館）が、自治政府は、地方自治関係の法律として次の2つの法律を制定した。

- 1) パレスチナ地方委員会議に関する選挙法（1996年12月16日ガザ市において制定）
- 2) パレスチナ地方委員会法

### 3. 地方自治体の法的枠組みの整備状況について

#### (1) 基本法・個別法の整備

地方自治庁が地方自治庁と地方councilに関する法律、規則、命令の履行を統制し、管理するとともに、必要な法的措置を講じている。地方自治法及び個別法は中央政府が制定する。

1996年に地方自治法が制定されて以降、基本的には西岸及びガザとも同じ仕組みになっている。しかし、現段階では、地方自治法はイスラエルの承認を得ていないので、実際上の拘束力はなく、制定されたが、公布はされていない、という状態にある。このような中であって、1948～49年第一次中東戦争の過程で、西岸はヨルダン、ガザはエジプトの占領下に置かれていたことから、現段階でもそれぞれヨルダン、エジプトの法律が適用されている。

#### (2) 条例・規則

条例は、地方自治体が制定できる。

### 4. 地方自治体のしくみについて

#### (1) 執行機関のしくみ

地方自治庁は、現在344名の職員を雇用しており（西岸地域251名、ガザ地域93名）、次の各部門に配置されている。

	部 門	職員数
1	Jericho Headquarters	34
2	Ramallah Headquarters	70
3	Jerusalem Department	14
4	Hebron Department	16
/5	Jericho Department	7
6	Bethlehem Department	17
7	Jenin Department	16
8	Tulkarm Department	17
9	Tubus Department	7
10	Nablus Department	18
11	Salfet Department	9
12	Qalqilya Department	11
13	Ramallah Department	15

地方自治庁は、次の部門から成り立っている。

1) 中央 (行政) 部門

これらは総合政策を計画し決定する責任を有しており、地方自治庁本部に置かれている。地方自治庁のDirector General直轄であり、全ての関連する業務、活動、機能について専門の権限を有している。

部門名は次のとおり。

- ・管理部門
- ・財政部門
- ・法制部門

- ・土木工事部門
- ・都市計画、組織中央部門
- ・中央建物許可部門
- ・監察、事後調査部門
- ・企画部門
- ・情報、文書部門
- ・渉外広報部門
- ・税務、所有権部門

## 2) パレスチナ自治政府各地区、地域における地方自治部門

これらは地方自治庁と地方councilの業務や活動の履行を直接管理する現場部門である。これら部門に勤務する職員に対する権限は、関連部門のDirector Generalの管理者にある。管理者は、各地区、地域についての地方自治庁の全体政策と矛盾のない範囲で、地区においての権限を有している。

部門名は次のとおり。

- ・ Jerusalem
- ・ Hebron
- ・ Jericho
- ・ Bethlehem
- ・ Jenin
- ・ Tubas
- ・ Tulkarm
- ・ Nablus
- ・ Salfeet
- ・ Qalqilya
- ・ Ramalla
- ・ Gaza
- ・ Rafah
- ・ Khan Yunis
- ・ Jabaliya

## (2) 議決機関のしくみ

地方選挙制度は議会で承認されているが、政治的安定が整っていないため実施出来ず、その時期を待っているところである。1976年に最後の選挙を行なった。再開を願っている。西

岸Durai市の例では、市議会のメンバーは5人で、2人は建築家、2人がエンジニア、1人は教師である。

(地方自治庁からは、質問の趣旨を取り違えているようではあるが、「法制部門があり、地方自治庁の法律上の権限を有している。その主な職務は、地方自治庁の業務に付随しての同意や契約を含め、あらゆる法律の制定を再審査し、研究、助言することである。」との文書回答があった。)

## 5. 地方自治体の事務・実施体制について

### (1) 自治体の事務の基本的考え方

地方自治庁としては、次の4点を掲げている。

- 1) 地域間の発展上の格差を少なくするため、地域開発計画を立案すること。
- 2) 地方分権を取り入れ、地区、地域において、中央政府と地方自治部門から調和を取りつつ権限を移譲するための適切な機構を設けること。
- 3) 全てのcouncil のサービス水準を高め、スタッフや管理者の能力を向上させるとともに、業務を改善すること。
- 4) 地方council の財源を増加させるために必要なあらゆる可能な手段を講じ諸計画を実施し、義務と能力を正確に果たせるような能力を付与する。

現状での地方自治体の主たる業務は次に掲げるような市民生活に直結したもので、各市長とも如何に住民ニーズと一体となった行政を実施するか、に腐心しているように見受けられた。また、各自治体の発展状況は、市長のパーソナリティや力量に負うところが大きいようである。

- 1) 水供給
- 2) 電気供給 (イスラエルから購入) (Gazai市では、市は公道や公園の街路灯等の電気のみを供給しているだけで、その他の一般的な電気供給は公社が行っている。)
- 3) 下水
- 4) ゴミ収集
- 5) 道路維持管理 (Durai市では、費用の約40%を住民に負担してもらっている。)
- 6) レストラン経営許可 (1年に1回行う。その都度料金を徴収する。)
- 7) 都市計画

なお、戸籍事務 (内務庁)、教育 (教育庁)、消防 (内務庁) は、中央政府直轄である。

### (2) 事務の実施における中央政府と自治体の関係

地方自治庁の文書回答によれば、2つのタイプがある、とのことであるが、文章の一部が

欠けており、意味不明の箇所あり。

1) 地方自治庁長官と長官Council を通じての関係。

2) ーーーを代表する知事（以下、文章なく不明）。

また、ガザ地区代表者によると、ガザはエジプトの法律を適用し、西岸はヨルダンの法律を適用しており、制度上の中央政府と地方自治体の関係は、ガザと西岸では異なる、とのことである。

### (3) 事務の実施における自治体相互の協力方式

地方自治体は、中央政府から4～5万人の自治体が共同で住民サービスを提供するよう求められており、自治体相互に協力関係をもって業務を行っている。

### (4) 行政を計画的に実施するシステム

（地方自治庁からの文書回答の内容は、4頁「2. 地方自治の考え方について（1）地方自治の要素・定義」における前段1）～4）に同じ。）

各自治体とも独自の都市計画を有しており、中央政府の3カ年計画と整合性を持つようにしているとのことであるが、緊急なものに限られてしまっているのが現状であり、長期的、包括的な計画には至っていないようである。

### (5) 組織・実施体制の現況

（地方自治庁からの文書回答の内容は、7頁「4. 地方自治のしくみ（1）執行機関のしくみ」の回答のうち、2）パレスチナ自治政府各地区、地域における地方自治部門の本文に同じ。）

西岸地区Dura市及びガザ地区Rafah市の行政組織図（概要）は、別添2（28頁）のとおりである。

自治体により割合は異なるが、職員の多くが臨時職員によって賄われている、とのことである。

## ○行政実施上の問題点

面談者から聴取した行政実施上の問題点は、次のとおりである。

### 1) 規則運用等

紙に書いた規則はあるが、現実の運用の仕方を各職員が認識していない。地方自治体がどのような機能を持つべきか、どのような規則を持つべきか、その規則をどのように運用するか等の基本的な知識及びノウハウが十分でない。

各自治体の組織機構は、統一したものにする必要がある。また、お互いの仕事がわかる

ように事務分掌を明確にしておく必要がある。

## 2) 住民意識

住民にいかに行政の一員としての意識を持たせ、行政に参画してもらえるかなど、行政に対する住民の意識改革を行うことが必要である。

## 3) インフラの整備

電気、上下水道、学校、道路などのインフラはまだ貧弱であり、特に、人口増の著しい Gaza市では下水道と水道網の整備の必要性を挙げていた。

## 4) 帰国・入国制限

パレスチナに財産を残しているが、帰国の許可がおりない住民が大勢いる。

一般観光客が入国許可の制限を受けている。

## 6. 地方公務員制度について

### (1) 法律

「パレスチナ市民雇用法」が、地方自治庁により一般に広く受け入れられており、地方自治体の全職員もこの法律の下に業務を行っている。

### (2) 職員の研修

1994年の地方自治庁設立以来、庁内に研修部門を設け、スタッフ職員に適切な研修をほどこすために管理者や各自治体と協議を重ねニーズの把握に務めるとともに研究、調査を行っている。

また、4年前から各国の支援を受けて研修プログラムを組んでいるが、基本的な戦略は、以下のとおりである。

1) 職員の能力形成に務め、組織全体のレベルアップを図ること。

2) 自治体職員の研修は3つの部門から構成される。

ア. 行政管理：財政政策、法令規則、広報（財政政策が最も重要）

イ. 技術研修：都市計画、土地利用、上下水道管理、ゴミ処理、コンピュータ技術、GIS

ウ. 幹部研修：市幹部職員の意識改革（市長への研修等）

3) 中央政府である地方自治庁職員自身の研修

その他、面談者からの研修についての意見としては次のようなものがあった。

1) 中上級の自治体職員の育成が必要であると考えている。

2) 古くからある大都市は行政システムが機能しており、比較的豊富な人材がいるが、新しくかつ中小の都市（75都市）は人材も十分でなく全く初歩からの研修が必要と考えている。

## 7. 地方自治体の財政について

### (i) 中央政府と地方自治体における税収入と配分の関係

財政部門が、法律と規則、更にパレスチナ地方自治政府予算の一部として承認されている予算に従って、庁の財政政策を行っている。

#### 1) 税金について

税金は、地方自治庁が定める個別法 (by law) で標準的な内容が決められており、その範囲で各自治体が税率を決定し徴収する。

所得税は政府の税金であり、税率は給料200NISの場合、約5%である。

地方自治体の主要な財源は次のとおりである。

#### ア. 建物ライセンス料

最も大きな収入源であり、例えばRafah 市では年間約100万US\$である。1フロア毎に支払いが必要である。新しいフロアをつくること（建て増しをするごと）に申請する必要がある、その都度負担する。

#### イ. 店舗使用ライセンス料

#### ウ. 建設負担金

建物に水道・電気等の管を引く時に、土地1㎡当たり2US\$を負担する。[Rafah 市]

#### エ. 水道料

大部分の市はイスラエルから買い、住民へ売っている。Deiral al Balah市の例では、イスラエルから2.05NIS/㎡で買い、住民へ2.5NIS/㎡で売る。[Rafah 市はイスラエルから買っていない。]

#### オ. 電気料

#### カ. 下水道料

#### キ. ゴミ処理料

#### ク. 資産税

#### ケ. 教育収入（地方自治庁文書回答）

#### コ. 土地収入（地方自治庁文書回答）

#### 2) 中央政府からの還付

地方自治庁からの文書回答によれば、「法律に従い、財務庁を通じて中央政府により徴収され、地方団体（市及びvillage council）へ還付される税金もある。」とのことであり、次のように還付されている地方自治体があった。

ア. 資産税は、中央政府である財務庁が徴収しそのうち90%を地方自治体に配分している。

[Al-Bireh市]

イ. 地方に還元されるのは、自動車のライセンスと罰金の50%である。[ガザ代表者]

ウ、今年から中央政府からの補助をして自動車の登録料が還元されている。(Deir al Balah 市)

しかし、多くの面談者は、「中央政府からの補助はない。」「地方に対しては何ら財政的処置はない。」「ほとんどの自治体が独立採算制をとっている。」「政府が徴収する税金は、原則、地方には回ってこない。」旨発言しており、還付は制度として確立されたものではないようである。

### 3) その他

人口に占める難民の割合は、ガザが70%、西岸が9%である。難民から税金を徴収することは法律上禁じられており、水道、電気の使用料だけ徴収できる（徴収をあげるのに足かせになっている。）。

## (2) 自治体財源の構造

法律で財源を限定している。

## (3) 予算及び会計制度

### 1) 予算編成

予算及び会計制度は、地方団体の年間プラン及び年1回地方団体に配分される有効財源に従って組み立てられている。

予算は、地方自治体の議会で承認した後、中央政府の承認を受ける。一般的には、そのまま承認されるが、地方のプロジェクトが中央の全体計画にあわない時には、地方自治庁により修正されることがある。

また、地方自治庁は、全地方団体に係わる総合会計を作成する。

### 2) 予算の現況

ア、一般的に、プロジェクトの資金はドナーによってまかなわれており、住民の税金は施設のランニングコストの負担に配分されている。

イ、Gaza市の年間予算は、67百万NIS。そのうちの46百万NISは公務員の給与であり、開発予算は24.4百万NISであるが、そのほとんどがドナーによる補助であり、一部は市の収入による。

ウ、職員の基本給はLocal Ministry Law により一律に決められているが、ボーナスは、市長の権限となっている。Rafah 市における職員給与（月収）は、最高八百US \$、最低270US \$、平均400US \$である。

エ、予算額に占める職員給与の割合は、Rafah 市においては72%、Khan Younis 市においては50%となっている。

## 8. 地方自治体住民の権利、義務について

### (1) 住民の権利

住民の権利としては、

- 1) 選挙権: 市長またはvillage council の長を選出する選挙に参加する権利。現段階では未実施。
- 2) 市のプロジェクトの選択がある。

町内会組織がある地域もある。目安箱を設けている地域もある。

### (2) 住民の義務

例えば、新しい建物を建設するためには、市またはvillage council どちらかのマスタープランの規定に合致していなければならない。

## 9. 自治体運営に係わる住民参加の機会について

### (1) 住民への周知・要望把握

市政の広報は、ローカルTV、新聞、ラジオ等で、議員が出演して随時行っている。

## 10. 「パレスチナ地方自治体行政」コースに関連しての意見について

パレスチナ関係者より以下の意見が上げられた。

### (1) Mr. Waleed A. Siam, Director General International Cooperation, MOPIC

- 1) 或る国のドナー援助により下水道の整備を行ったが、下水管は埋設したものの、処理が不十分のまま、海へ流すなど、短期的なやり方のものがあつたが、長期的視野に立った日本の援助はとても役立っている。また今回の研修コースもパレスチナ地方自治体における行政機能強化の観点から非常に重要である。
- 2) 帰国研修員を特定の小さな都市に集め、モデル都市として機能させる。成功した時は、他の都市にも普及させるのが理想的な方法かもしれない。しかし、まず、日本の援助が決まっているKhan Younis市から多くの研修員を呼んだらどうか、と考える。
- 3) 将来的には、日本から地方自治行政の分野で専門家を呼びたい、と考えている。
- 4) 地方自治体の長は、年齢が高く保守的で官僚的な人が多い。日本で研修を受けた人が折角優秀でも孤立してしまう傾向がある。継続して若く優秀な人材を養成していかなければならない。

### (2) Gaza副市長他

コースへの要望は、多くの事業の中でどの事業に優先順位をつけるべきか等の予算編成方法についてである。

### (3) Dura市長

- 1) 中央政府予算折衝等の交渉、ビジネス交渉および他の都市との交渉についてのノウハウを学びたい、と考えている。
  - 2) 同じ規模の町と姉妹都市を結んで行政経験からすべてのノウハウを学びたい、と考えている。
- (4) Deir al Balah 市長  
研修コースは日本の経験が学べるので非常によい。
- (5) ガザ代表者  
研修の対象は、市長などトップマネジメントを参加させるべきという意見がある一方、部長などの各部門の責任者を参加させるべきという意見もあった。
- (6) Khan Yunis市長  
技術的な分野の主要な問題点は、GISのノウハウがないことである。
- (7) 帰国研修員
- 1) GISの研修は、非常に重要であると考えているが、こういった技術はあくまでサブであって、例えばこれを含んだ都市計画等の研修コースが実施されるのが望ましい、と考える。
  - 2) 市長サイドから、市長の研修をしたいとの提案があったが、行政官が現場を見る研修の方が役に立つ、と考える。
  - 3) 日本は行政の国であり、政治中心の国ではない。つまり行政が日本の発展を担ってきた。よって日本の地での地方自治行政を研修するのは意味のあることである。
  - 4) 視察先に小さな自治体を入れるべきか、との日本側からの質問に対し、規模の面から見て札幌よりも小さな自治体の方が参考にはなるが、大きな都市の方が経験豊かな人材がおり、より学ぶべきところが多い、との回答を得た。
  - 5) 視察をしっかりとやり、それを見た研修員が自分で課題や問題点を見つけ出し解決策を探る内容にする。

### Ⅲ. 総合所見

1. パレスチナにおける地方自治体は、1993年のオスロ合意を受けて、94年地方自治庁設立とともに、95年各自治体機構が確立したもので、30年に渡るイスラエル占領による空白後いまだ4年に満たない歴史である。96年に地方自治法および地方選挙法が制定されたもののいまだ正式に公布（エンフォース）されていないようであり、実態は西岸はヨルダンの、ガザ地区はエジプトの法律・条例によっている由であり、選挙もいまだ実施されていない。

しかしながら、地方自治庁は各地方自治体議会によって承認された予算の最終承認権限を有するなど（実態はほとんど申請通りの由ではあるも）各自治体の活動内容をチェックし、中央との重複を避けるよう行政指導を行ったり、また、少額であるも中央政府が管理権を有す車両運行税や罰金の配分も各自治体からの要請内容を技術的に査定する等して、設立後短期間ではあるも中央の政策の浸透を図っている。

2. 他方、住民と直接接している地方自治体については、占領下はほとんどメンテナンスが行われなかったため各施設等荒廃しきっていた由で、この直直しに各自治体共にやっきになっている。自治体独自で徴収できる税収入では、人件費を主とする経常経費をまかなうのがやっとなで“プロジェクト”と称する各種公共事業は外国援助、若干の中央政府予算および住民の負担（割合は異なる）によってなんとか工面しているのが実情である。

3. しかしながら、今回西岸2市、ガザ地区4市の各市長より直接状況を聴取するとともにつぶさに視察したが、少ない予算でなんとか工夫しながら市政を運営している姿が浮きぼりされた。特に衛生管理面では、他のアラブ諸国で散見される生活ゴミの道路への廃棄等はほとんど見られず、市長の力量のみでの運営か組織の行政力を駆使した運営かの違いは市によって様々ではあるが基本的な住民サービスは何とか確保されているように見受けられ、4年にも満たない市政の歴史でパレスチナ人の能力の高さを垣間見た感がある。

4. わが方の研修コースに対する要望は、西岸、ガザ地区それぞれ聴取したところ大別すると以下の3点。

(1) 市の運営は市長自らが総べて行っているので、更にレベルアップのためまず市長研修とすべし

(2) 都市計画、上下水道、道路計画等に必要なGISシステムの導入に各自治体は頭をいためており、GISシステム主体とすべき

(3) 地方行政はシステムとしての総合的な行政が必要であり、日本側の提案を大いに尊重したい  
これに対し、(1)、(2)については本研修の主旨を十分に説明し将来の課題（市長研修）や他の  
コースの利用（GISシステム）等をアドバイスし納得を得た。

5. 上記の調査内容を踏まえた本コースのコンセプトについては以下のとおりである。

(1) 住民に直接サービスする地方自治体としての役目はほとんどが認識しており、かつ地方自治  
の意義等も十分に理解されているが、各自治体ともに住民サービスの実施については出来る範  
囲内で相当努力をしているも、目先の対応に精一杯であり、今後組織として住民のニーズを優  
先度を付して計画的に限られた予算内で最も効果的な行政サービスを実施するという一連の  
システムの研修が求められると思料する。

(2) さらに、上記システムを支えたきた日本独自の「現場の仕事への責任感」「他部局との協調  
精神」「組織の一員としての自覚と誇り」も併せおり交ぜて紹介することも極めて有意義と思  
料する。

ちなみに今回最も好印象を有したガザ市の幹部諸氏の求めに応じ、日本の行政の根本精神に  
つき上記を説明すると共に、「人」を育て適材適所に活用する人事政策を併せ話したところ、大  
変に好評を博したが、裏返せば、右を直ちに理解してくれる程パレスチナの人的資源は高いも  
のがあると思料され、この人的資源をさらに高めることが出来るようなコースが強く求められ  
るものである。

6. 最後に特筆すべきであるが、計画・国際協力庁表敬に際し、特定の市を選定し日本の帰国研  
修員を集中させて市の運営に当たらせるアイデアが先方より出され、地方自治庁も検討すると  
してくれたが今後現地での対応を大いに期待をもって見守ることとしたい。

## 添付資料

別添 1. 各訪問先議事録

別添 2. 行政組織図 (Durai市、Rafah市)

別添 3. 研修コース概要

## 各訪問先議事録

調査日程のとおり西岸・ガザ両地域の地方自治体関係者との協議および関連施設の視察を行った。主な、協議内容は以下のとおりである。

## 1. 計画・国際協力庁表敬訪問

日 時：11月9日（火）13：00～14：00

面会者：Mr. Waleed A. Siam

Director General International Cooperation, MOPIC

ワリッド氏から、長期的視野に立った日本の援助はとても役立っており、また今回の研修コースもパレスチナの地方自治における行政機能強化の観点から非常に重要であるとの意見あり。その他、地方自治体行政における実状について、以下の説明を受けた。

- 紙に書いた規則はあるが、現実の運用の仕方を各職員が認識していないのが大きな問題であり、地方自治体がどんな機能を持つべきか？どんな規則を持つべきか？その規則をどのように運用するか等の基本的な知識およびノウハウを必要としている。
- 地方自治体の長は、年齢が高く保守的で官僚的な人が多い。日本で研修を受けた人がせっかく優秀でも孤立してしまう傾向あり。継続して若い優秀な人材を養成していかなければならない。
- 各自自治体の組織機構は統一したものにする必要あり。また、お互いの仕事ができるように業務分掌を明確にしておく必要がある。
- 帰国研修員を特定の小さな都市に集めモデル都市として機能させる。成功した時は他の都市にも普及させるのが、理想的な方法かもしれない。しかし、まず日本の援助が決まっているKhan Yunis市から多くの研修員を呼んだらどうかと考える。
- 将来的には日本から地方自治体行政の分野で専門家を呼びたいと考えている。

## 2. 地方自治庁（西岸）との協議

日 時：11月10日（水）10：00～11：00

面会者：Mr. Jihad Hamdan, Director General, MOLG

Mr. Ahamed Ghnaim, Deputy Assistant, MOLG

○ 地方自治の研修プログラムについては4年前から各国の支援を受けてやってきており、1994年の地方自治庁設立以来、各自治体と協議を重ねニーズの把握に努めてきた。基本的な戦略は以下のとおり。

ア) 職員の能力形成に努め、組織全体のレベルアップを図ること。

イ) 自治体職員の研修は3つの部門から構成される。

パートA 行政管理：財政政策、法令規則、広報（財政政策が最も重要）

パートB 技術研修：都市計画、土地利用、上下水道管理、ゴミ処理、  
コンピューター技術、GIS

パートC 幹部研修：市幹部職員の意識改革（市長への研修等）

ウ) 中央政府である地方自治庁職員自身の研修

○ 古くからある大都市は行政システムが機能しており、比較的豊富な人材がいるが、新しくかつ中小の都市（75都市）は人材も十分でなく全く初歩からの研修が必要と考える。

### 3. 地方自治体（西岸）代表者との協議

日 時：11月10日（水）11：00～13：10

面会者：Mr. Ahamad Argoub, Secretary, Al-Berih municipality 他8名

各自治体代表者から、各自治体の基本情報、地方自治の制度および問題点等について説明を受けた。主な内容は以下のとおり。

- 西岸地区に1996年に地方自治法が制定された以降、基本的には西岸およびガザとも同じ仕組みになっている。地方自治法と個別法は中央政府が制定。条例を地方自治体が制定できる。
- 地方自治体の主な税収は、建物のライセンス・フィー、店舗使用上のライセンス・フィー、ゴミ処理料、水道料、下水道料等であり、各自治体とも大体同じ収入項目となっている。
- 中央政府からの補助はないが、これについては国の収入を地方にも分配すべきとの議論あり。ただし、補助金ではないが国の直轄プロジェクトが地方都市の基盤整備の分野で行われている。
- 市役所の役割は、水、電気（イスラエルから購入）、道路、下水、ゴミ収集等、市民サービスを提供することである。また、4～5万人の自治体が共同で住民サービスを提供するよう中央政府から求められている。
- 各自治体とも独自の都市計画を有しており、中央政府の3カ年計画と整合性を持つようにしている。
- 都市は、主に人口により4つのランクに分類される（グレードA：15,000人以上、グレードB：10,000～15,000人、グレードC：5,000～10,000人、グレードD：5,000人以下）。このうちAとBがmunicipalityであり、CとDは自治運営の組織をもたないvillage councilである。
- 予算は、地方自治体の議会で承認した後、中央政府が承認する。一般的には、そのまま承認されるが、地方のプロジェクトが中央の全体計画にあわない時には、地方自治庁により修正されることがある。
- 住民の権利は、(1) 選挙権（現段階では未実施）と(2) 市のプロジェクトの選択権の2つがある。町内会組織がある地域もあるがない地域もある。目安箱のようなものもある。
- 市政の広報は、ローカルTV、新聞、ラジオ等で、議員が出演して随時行っている。
- 県の役割は、治安と防犯のみであり、県と市の関係は法律（ヨルダンの法律）上何もない。現在は過渡期であり、県は中央政府の組織（内務庁）に属しており、県の長官は中央政府の任命による。

#### 4. Al-Bireh市長との協議

日 時：11月11日（木）10：30～11：30

面会者：Mr. Walid Hamad, Mayor, Al-Bireh Municipality

市長より、Al-Bireh市の概要および現状（特に問題点）について説明があった。

- Al-Berih市は人口3万5千人、ラマッラー市は人口1万8千人であり、両市は姉妹関係にあり県の中心的役割を担っている。
- 収入としての地方税は、資産税、下水道料金、ゴミ処理税、各種ライセンスフィーがある。
- 中央政府はインフラ整備のプロジェクトをするだけで、地方に対して何も財政的な処置は行っていない。
- 発展の大きな阻害要因
  - 1) 市内に土地や財産を持っているが帰国の許可がおりない住民がいる（特に米田）
  - 2) 一般観光客が入国許可の制限を受けている
- 資産税は、中央政府である財務庁が徴収しそのうちの90%を地方自治体に配分している（全自治体に適用されているかどうかは不明）。
- 他の税金は、地方自治庁が定める個別法（by law）で標準的な内容が決められており、その範囲内で各自治体が税率を決定し徴収を行う。
- 教育分野について 教育内容については教育庁が権限を持つ（地方自治体にはない）。
- 保健・環境について ゴミ収集、レストランの経営許可（レストランの経営許可は1年に1回。その都度料金を徴収。）を市が担当。

## 5. Dura市長との協議

日 時：11月11日（木）13：20～14：45

面会者：Mohamad Abuafwar, Mayor, Dura Municipality

- Dula市は自治体区分のカテゴリー8の地区であり、西岸でもっとも貧しい地域である。
- 管轄下に99のvillageがある。
- 市議会のメンバーは5人おり、2人は建築家、2人がエンジニア、1人は教師である。
- 電気、上下水道、学校、道路などインフラはいずれも貧弱である。
- 道路建設の手法として、住民が40%建設資材費用の負担。市が60%の負担を行う。労働者は全て市役所の職員でまかなっている。
- 同じ規模の町と姉妹都市を結んで行政経験からすべてのノウハウを学びたいと考えている。
- 中央政府予算折衝等の交渉、ビジネス交渉および他の都市との交渉についてのノウハウを学びたいと考えている。
- 市の主な財源はイスラエルから買って住民に売っている電気のリザヤである。
- 年間の全体予算は700万NIS。
- 所得税は国の税金であり、税率は給料2000NISの場合、約5%である。
- 市の独自の税金は資産税、ライセンス・フィー等数種類しかない。
- 戸籍事務は国の業務であり、市では行っていない。

## 6. 地方自治庁（ガザ）との協議

日 時：11月13日（土） 10：30～11：30

面会者：Mr. Hassan Abu-Samhadna, Public Relation Manager, MOLG

- 中上級の自治体職員の実務研修が必要であると考えている。
- 小さな自治体では市長自身が研修する必要があるように思われる。
- 地方選挙制度は議会で承認され、その実施の時期を待っている。
- パレスチナに財産を残しているが帰国の許可がおりない住民がたくさんいる。
- ガザ地区は、人口1,250,000人で人口密度が高く、人口の75%が難民である。

## 7. 地方自治体（ガザ）代表者との協議

日 時：11月13日（土） 11：30～13：30

面会者：Mr. Basem A. A. SHURRAB, Mayor, Bany Sheh Municipality 他14名

- 研修の対象は、市長などトップマネジメントを参加させるべきという意見がある一方、部長などの各部門の責任者を参加させるべきとの意見もあった。
- 制度上の中央政府と地方政府の関係はガザと西岸では異なる。ガザはエジプトの法律を適用し、西岸はヨルダンの法律を適用している。
- 人口に占める難民の割合は、ガザが70%であり、西岸は9%である。難民から税金を徴収することは法律上禁じられており、水道、電気の使用料だけ徴収できる（税収をあげるのに足かせになっている）。
- 国が徴収する税金は（国税）は、原則地方には回ってこない。地方に還元されるのは、自動車のライセンスと罰金の50%のみである。
- 全てのインフラ整備事業はドナーからの贈与によって実施されており、中央政府は何もしていない。ただし、借款事業（世銀）については中央政府が返済している。
- 地方自治体の主な業務は、水供給、電気供給、ゴミ処理、道路の維持管理、都市計画等である。

## 8. 帰国研修員（平成11年度国別特設「ゴミ処理」コース）との協議

日 時：11月13日（土）17：30～18：30

面会者：Mr. Anwar Sobhy AL-GENDY, Manager of Landfill, Gaza Municipality 他4名

- 国から所得税の還元を受けている自治体はわずかであり、ほとんどの自治体が独立採算をとっている。西岸はヨルダンの法律を適用しており、ガザ地区はエジプトの法律を適用している（地方自治法は制定されているが、公布されていない）。
- 視察先に小さな自治体を入れるべきかとの日本側の質問に対し、規模の面から見て札幌よりも小さな自治体の方が参考にはなるが、大きな都市の方が経験豊かな人材がおり、より学ぶべきところが多いとの回答を得た。
- パレスチナにおける法律のフレームワークは複雑である。
- 地方自治法はイスラエルの承認を得ていないので拘束力がない。
- 研修内容についての提案  
視察をしっかりとやり、それを見た研修員が自分で課題や問題点を見つけだし解決策を探る内容にする。
- 市長サイドから、市長の研修をしたいとの提案があったが、行政官が現場を見る研修のほうが役に立つと考える。
- ラファ市では予算の75%が公務員の給与に消え、残りの80万ドルではその他の投資にはまわせない。
- GISの研修が非常に重要だと考えるが、こういった技術はあくまでサブであって、例えばこれを含んだ都市計画等の研修コースが実施されるのが望ましいと考える。
- 住民と自治体との関係が未熟である。パレスチナでは、自治体は住民に水、電気、ゴミの回収等のサービスを売るだけの役割しか果たしていない。
- 各自治体の計画は緊急なものに限られてしまっている。各自治体は長期的かつ包括的な視野に立って、計画を立て実施する必要がある。
- 市長サイドからの意見では、収入がイスラエルとの関係で大きく左右され支出計画を立てるのが困難との意見があったが、近年は安定傾向に向かっており予算計画が立てやすくなってきている。
- 2年前は、至る所でインフラ整備のプロジェクトが動いていた。一般的に、プロジェクトの資金はドナーによってまかなわれており、住民の税金は施設のランニングコストの負担に配分されている。
- 職員の多くの割り合いが、臨時職員である（自治体によりその割り合いは異なる）。

- 基本給は、地方自治庁によって決定されているが、市長がボーナスを与える権限を有している。
- 各自治体の発展状況は市長のパーソナリティーおよび力量によるところが大きい。
- 日本は行政の国であり、政治中心の国ではない。つまり行政が日本の発展を担ってきた。よって、日本の地での地方自治行政を研修するのが意味あることである。

## 9. Rafah市長との協議

日 時：11月13日（木） 9：15～9：45

面会者：Mr. Saied F. Zouroh, Mayor, Rafah Municipality

- 市長になってから4年目。米国等での研修経験あり。元は土木技術者。
- 主要な財源は以下のとおり。
  - ア) 建物のライセンス料：最も大きな収入源であり、年間約100万US\$。1フロア毎に支払が必要。新しいフロアを作ること（建て増しをすること）に申請する必要があり、その度に負担する。
  - イ) 敷設負担金：建物に水道・電気等の管を引く時に土地1平方メートル当たり2US\$を負担。
  - ウ) 水道料：全て市が独自に供給している（イスラエルから買っていない）。
  - \* 水道事業としては赤字であるが、建物の収入等でカバーしており市全体の予算では赤字になっていない。
- 全収入の72%が職員の給与に回す。
- 職員の給与はLocal Ministry Lawにより一律に決められている。月収270US\$が一番低いランクの公務員。最高で、月収800US\$。平均月収が400US\$。
- 全人口に占める難民の割合は67%である。

#### 10. Khan Yunis市長との協議

日時：11月13日（木）10：10～10：45

面会者：Mayor, Khan Yunis Municipality

- 全収入の50%が職員の給与に当てる。
- 現状の主要な問題点は2点ある。1点めは、財政分野である。2点めは、住民の行政に対する意識改革である。住民にいかに行政の一員として意識させ、行政に参画してもらえるか？
- 2年前、Association of Local Authorityがオランダの援助により設立されたが、現在は財政難で機能していない。
- 技術的な分野の主要な問題点は、GISのノウハウがないことである。

#### 11. Deir al Balah市長との協議

日時：11月13日（木）11：10～11：40

面会者：Mayor, Deir al Balah Municipality

- 研修コースは日本の経験が学べるので非常に良い。
- 今年から、中央政府からの補助として自動車の登録料が還元されている。
- 水は、イスラエルから2.05NIS/m<sup>3</sup>で買い、住民に2.5NIS/m<sup>3</sup>で売る。

## 12. Gaza副市長および幹部職員との協議

日 時：11月13日（木）12：30～13：15

面会者：Mr. Nasri, Deputy Mayor, Gaza Municipality

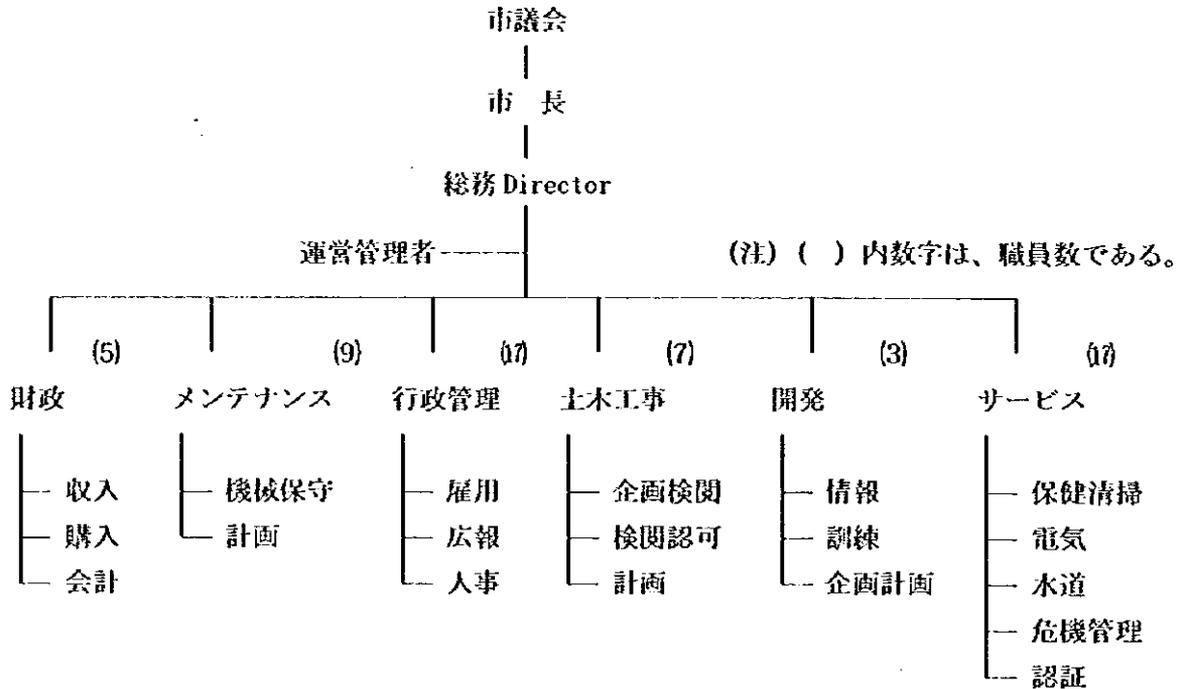
Mr. Rabih Ayael, General Director of General Affairs Division, Gaza Municipality

他 6名

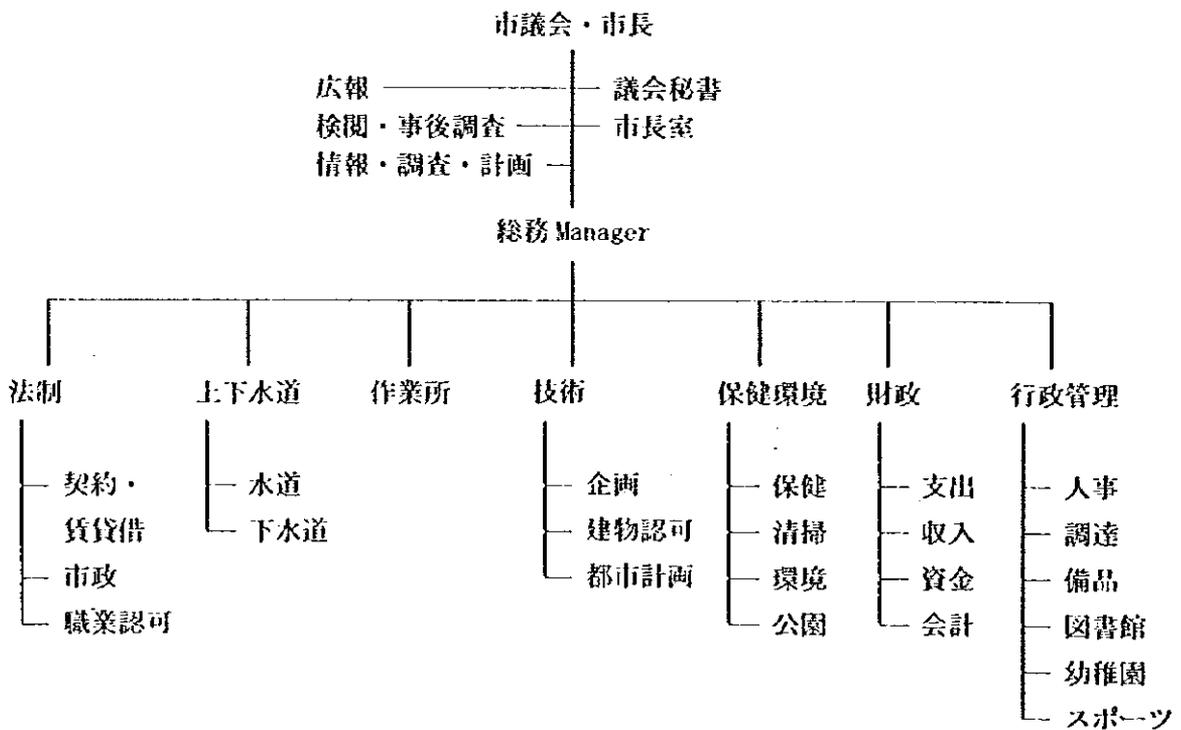
- 下水道が最重要の課題である。
- ガザはドナー機関から直接援助プロジェクトの提供を受けている。中央政府からは何の補助も得ていない。
- Gaza市の人口は、40年前は4,000人であったが今は10倍に増加しており、水道網の整備が必要である。
- 電気の供給については、市は公道や公園の街灯等の電気のみを供給しているだけである。その他の一般的な電気供給は公社が行っており、市は行っていない。
- 年間予算は、67百万NIS。そのうちの36百万NISは公務員の給与であり、開発予算は24.4百万NISであるがそのほとんどがドナーによる補助であり、一部は市の収入による。
- コースへの要望は、多くの事業の中でどの事業に優先順位をつけるべきか等の予算編成方法についてである。

### 行政組織図(概要)

[西岸地区Durafi]



[ガザ地区Rafahili]



## 平成11年度「パレスチナ地方自治体行政」コース実施要領（案）

### 1. コース名, 期間等

#### (1) コース名

和 文：国別特設「パレスチナ地方自治体行政」コース

英 文：The Country Focused Training Course in Local Government Administration

and Public Service

#### (2) 全体受入期間

平成12年1月10日（月）～平成12年2月12日（土）（34日間）

#### (3) 技術研修期間

平成12年1月17日（月）～平成12年2月10日（木）（25日間）

#### (4) 定員, 割当地域

定 員：8名

割当地域：パレスチナ

#### (5) 研修機関

札幌市総務局国際部

札幌市総務局職員部自治研修センター

### 2. コース開設の背景

1993年イスラエル政府とパレスチナ解放機構（PLO）との間で、「暫定自治取り決めに関する原則宣言」が合意され、これによりガザ地区およびヨルダン川西岸地域の一部はパレスチナ人による暫定的な自治が実施されることとなった。

しかし、パレスチナは過去のイスラエルの占領により独自の法による統治が長期に渡り実現しなかったため、統治機能が十分に機能していないという問題を抱えている。

これをうけ、我が国はパレスチナに対する援助重点分野に統治機能の強化を取り入れ、独自の法的整備および地方自治機能の強化を目的として地方自治体行政レベルでの行政機構の確立・整備を担う人材の育成を図り、地方行政の発展に資することを目的として、札幌市と共同で標記研修コースを実施する。

### 3. コースの目的

本研修コースは、パレスチナ地方自治行政において、政策形成能力を持った行政官を育成することを目的とする。ここでいう行政官とは、次の一連の業務を遂行することのできる人材である。

(1) 住民のニーズ、情報を的確に収集、把握すること。

(2) これらを基に財源の確保を見極めながら、長期的視野にたって優先順位を設定し、具体的な計画（または事業）を立案すること。

(3) その計画（事業）を実施・監理すること。

(4) 実施された事業についての政策評価を行うこと。

このような人材（行政官）が、中央及び地方政府における継続的かつ安定した公共サービスの確立に向けて重要な役割を果たすと考える。

## 4. 到達目標

研修終了までに、研修員は以下のことを理解することを目標とする。

(1) 日本の実体に即して、国民全体に共通した基盤としての国家行政の中において、住民に最も身近な行政がどのようなシステムの上に成立し、運営されているかを理解する。

そのため、日本および札幌市における次の3制度について学習する。

a) 地方自治体の組織及び運営の全般について定める「地方自治制度」

b) 地方自治行政事務に従事する公務員について定める「地方公務員制度」

c) 地方自治行政の目的を達成するための経済活動である財政について定める「地方税財政制度」

(2) 地方自治体における政策形成の実務について、札幌市における次の例を理解する。

a) 総合的計画的なまちづくりのための「長期計画策定」

b) 住民ニーズ把握のための「公聴（広報）活動」

c) 職員の資質向上のための「職員研修」

d) 住民の保健衛生・環境整備のための「疾病予防・健康づくり」「清掃」「下水処理」

e) 住民の収入・生活水準向上のための「中小企業支援」など

(3) 札幌市における上記に関連する行政施設を視察・見聞しながら、地方自治のシステムについての視野を広げる。

## 5. 研修方法

(1) 形 式

講義・視察の形式で実施する。

(2) 使用言語

主として英語。場合に応じ日本語を英語に通訳する。

(3) 講 義

原則として、講義は午前・午後とも2時間30分とする。

## 6. 研修項目

(1.0=1日)

科目	内容	講義	視察	その他
1. 地方自治制度				1.5
	地方自治の歴史 国と地方の機能分担、地方分権 法体系と地方自治	0.5 0.5 0.5		
2. 地方税財政制度				2.0
	地方財政と国家財政 地方税制度（科目と内容） 地方自治体の予算と決算（財務分析等） 清田区視察（窓口課・税務部）	0.5 0.5 0.5	0.5	
3. 地方公務員制度				1.0
	公務員の種類、採用、昇任、人事評価制度等 職員研修と文書管理	0.5	0.5	
4. 札幌市政概要				6.5
	札幌市のまちづくりと課題 札幌市の組織と事務分掌 札幌市の広聴（広報）活動 本庁舎（文書管理）や議会 清掃事業と組織体制 厚別清掃工場 札幌市の保健衛生事業 保健所・中央保健センター 札幌市の経済と中小企業支援策 エレクトロニクスセンター 札幌市の下水道事業 下水道科学館 雪まつりとボランティア活動	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5 0.5	
5. 研修旅行				5.0
	東京（東京江戸博物館、東京都庁他） 広島（広島市のまちづくり、原爆資料館他）		2.5 2.5	
6. その他				3.0
	オリエンテーション ジョブレポート発表会 ディスカッション 予備日 スタディーレポート発表会 評価会 その他			0.25 0.5 0.5 0.5 0.5 0.25 0.50
合計		7.0	9.0	3.0

合計 19.0

## 7. 研修員参加資格要件

- (1) パレスチナ暫定自治政府に推薦された者
- (2) 地方自治体行政ないし、関連業務に従事する者
- (3) 大学卒あるいは、同程度の学力を有する者
- (4) 年令45才以下の者
- (5) 十分な英語能力を持った者
- (6) 心身共に健康な者（女性については妊娠していない者）
- (7) 軍役に服していない者

## 8. 研修実施体制及び運営

### (1) コース運営のしくみ

本研修コースは、札幌市総務局国際部・自治研修センター、<sup>(注)</sup>北方圏センター、国際協力事業団の協力・協議のうえ実施運営される。

また、国際協力事業団は、本コースの効果的運営のために研修監理業務（通訳、進行調整等）を<sup>(注)</sup>日本国際協力センターに委託し、研修監理員1名の配置等を行う。

## 9. 研修・宿泊機関

### (1) 研修実施機関

国際協力事業団北海道国際センター（札幌）

〒003-0026 札幌市白石区本通16丁目南4番25号

TEL. 011(866)8393（業務課）

FAX. 011(866)8382

### (2) 研修受入機関

a) 札幌市総務局国際部。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL. 011(211)2032

FAX. 011(218)5168

b) 札幌市総務局職員部自治研修センター

〒003-0026 札幌市白石区本通り16丁目南4番26号

TEL. 011(866)3666

FAX. 011(866)3737

### (3) 宿泊先

国際協力事業団北海道国際センター（札幌）

〒003-0026 札幌市白石区本通16丁目南4番25号

TEL. 011(866)8383 (代表)

FAX. 011(866)8382

## 10. 研修付帯プログラム

### (1) 集合ブリーフィング

研修員の来日した翌日に、国際協力事業団が北海道国際センター（札幌）にて実施するブリーフィングにおいては、国際協力事業団の業務概要等説明、研修員登録、研修員のパスポート、ビザの有効期間の確認、支給される諸手当の説明の他、日常生活を送る上での諸注意を行う。

### (2) 一般オリエンテーション

日本滞在中の基礎知識として、わが国の現状紹介のための、オリエンテーションを次の日程にて実施する。（国際協力事業団北海道国際センター（札幌））

日	程	内 容
1/13 (木)	9 : 45～11 : 45	講義「日本の歴史・文化」
	13 : 15～14 : 45	講義「日本語研修」
	15 : 00～17 : 00	講義「日本の教育」
1/14 (金)	9 : 45～11 : 45	講義「日本の社会と日本人」
	13 : 15～14 : 45	講義「日本の経済」
	15 : 00～17 : 00	講義「日本の政治・行政機構」

### (3) プログラムオリエンテーション

技術研修に先立ち、コースの目的・内容・方法等につき詳細説明のうえ周知徹底をはかり、あわせて研修員の要望等も把握し、実施運営の円滑化に資するため、プログラムオリエンテーションを実施する。

## 11. 研修の評価

### (1) 評価の目的

本コースの実施状況を明確に把握するとともに、研修成果の測定、分析を通じて当初目標の達成の正否を明らかにし、改善すべき点について今後の研修に反映させることにより、本コースにおける本研修の質的改善を図るものとする。

### (2) 評価の方法

JICA担当者・受入機関担当者・研修員の三者が参加する最終評価会にて研修員の研修効果、研修の実用性等に関する発表を行う。また、研修員帰国後に、評価会での討議内容・研修員提出によるJICA所定書式の質問書・研修監理員の報告書をもとに反省会を行い、翌年度のコース改善に向けて対応方針を導き出す。

## 研修日程(案)

月/日/曜	研修内容	形態	講師所属・氏名	備考
1/10/月	来日			
1/11/火 1/14/金	ブリーフィング			
1/17/月	AM 開講式・オリエンテーション PM ジョブレポート発表		JICA職員	
1/18/火	AM 地方自治制度(自治の歴史)	講義	(自治大学校卒業者) 中央区市民課税	
	PM 地方自治制度(国と地方の機能分担、 地方分権)	講義	細貝 勝裕	
1/19/水	AM 法体系と地方自治	講義	総務局都市経営課 小池 典久	
	PM 札幌市の組織と事務分掌	講義	総務局都市経営課 三井 一敏	
1/20/木	AM 札幌市の広聴(広報)活動	講義	総務局市民の声を聞く課 高梨 基嗣	
	PM 本庁舎(文書監理)や議会 市長表敬訪問	視察		
1/21/金	AM 地方公務員制度(公務員の種類採用、 昇任、人事評価制度等)	講義	総務局人事課 野崎 清史	
	PM 職員研修と文書管理	視察	自治研修センター	
1/24/月	AM 札幌市のまちづくりと課題	講義	企画調整局企画課 川畑 恵	
	PM ディスカッション			
1/25/火	AM 札幌市の経済と中小企業支援策	講義	経済局総務課 長谷川 清司	
	PM エレクトロニクスセンター	視察		
1/26/水	AM 清掃事業と組織体制 (101-3)宣言と市民への啓発活動)	講義	環境局清掃部・業務課 三上 廣也	
	PM 厚別清掃工場	視察		

月/日/曜		研修内容	形態	講師所属・氏名	備考
1/27/木	AM	札幌市の保健衛生事業	講義	保健福祉局地域保健課 高橋 達利	
	PM	東区役所・中央保健センター	視察		
1/28/金	AM	札幌市の下水道事業	講義	下水道局計画課 納谷、西村 下水道経営企画課 西村、水野	
	PM	下水道科学館	視察		
1/31/月 2/4/金		東京（都庁、江戸東京博物館） 広島（原爆資料館、広島平和公園等）	視察		
2/7/月	AM	地方財政制度（地方財政と国家財政）	講義	財政局財政課 吉田 博 財政局税制課 相原 理	
	PM	地方税制度（税目と内容）	視察		
2/8/火	AM	地方自治体の予算と決算（財務分析等）	講義	財政局財政課 吉田 博	
	PM	清田区視察（窓口課・税務部）	視察		
2/9/水	AM	雪祭りとボランティア活動	視察		
	PM	未定			
2/10/木	AM	スタディレポート			
	PM	評価会、閉講式、パーティ			

講義時間 AM 9:30～12:00

PM 13:30～16:00



